

## 今後の保育所整備等について

### 1 今後の保育所整備等の方向性

- ・ 「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況に基づき、保育の供給量が不足する地域（主に行政区単位）において重点的に整備を実施。
- ・ その結果、市内における保育の供給量は充足しつつあるものの、一部の地域においては不足しており、また、特定待機児童も一定数存在している状況。
- ・ したがって、これまで保育の受け皿確保の中心的手法として行ってきた新設整備は、保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めた上で、限定的に実施していくとともに、既存施設を活用した受け皿の確保に重点を置いて整備等を行う。

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 局所的な供給不足地域の新設整備

- ・ 市内全ての小学校区を対象に、地域ごとの保育の需給状況を詳細に分析した上で、保育の供給量が不足する地域に限定して新設整備を実施。

##### 【主な分析項目】

- ① 小学校区内の状況
  - ・ 需給状況（保育の不足量）
  - ・ 保育施設の入所状況
  - ・ 他の保育サービスの利用状況（幼稚園の一時預かりや企業主導型保育事業の状況）
  - ・ 待機児童の状況
- ② 隣接小学校区の状況（需給状況等）
- ③ 地理的要素（駅近など利便性の高いエリアか、生活・通勤動線に供給量の余剰がないか）

- ・ 大規模マンションの建設など、局所的に保育ニーズが増加した場合は、その地域における需給バランスの見直しを行った上で、必要に応じて新設整備を実施。
- ・ 駅周辺での大規模開発に対応するため、「既存保育施設との距離制限における緩和条件」としている「地下鉄駅から 800m 圏内」の要件に J R 駅を追加。

#### (2) 既存施設を活用した受け皿の確保

##### ア 幼稚園・保育所から認定こども園への移行

認定こども園は、教育・保育の機能を持ち合わせ、保護者の就労状況等に関わらず柔軟に利用可能であるなどの利便性を有することから、最優先で整備を実施。

#### 【利用定員の設定について】

- ・ 認定こども園への移行による利用定員は、教育・保育それぞれにおいて適切に行われるように必要最低限とする。

##### ◇幼稚園 → 認定こども園移行に伴う「保育（２・３号）定員」の設定

移行前の幼稚園における保育需要の状況等を踏まえて上限を設定。

※ 新設整備の募集地域については、新設よりも優先的に採択。

##### ◇保育所 → 認定こども園移行に伴う「教育（１号）定員」の設定

移行前の保育所の定員規模に応じて上限を設定。

#### イ 保育施設の増改築・増築・分園新築

- ・ 老朽化した施設の更新を兼ねた増改築整備を優先的に実施。
- ・ 増築・分園新築については、局所的に供給量が不足する地域で行うほか、施設ごとの入所状況等に応じて整備を実施。

#### ウ 保育士確保や施設の運営支援を推進

保育定員の増加等に係る事業者の負担を軽減するため、保育士確保や施設運営を支援するための各種取組みを推進。

#### エ 需給計画における供給量の調整

- ・ 需給計画における供給量は、教育・保育の提供区域内（行政区単位）で必要な量を確保することを原則としているが、居住区以外の保育施設を利用する場合も一定数存在。
- ・ したがって、需給計画上の過不足を判断するにあたり、隣接区に供給量の余剰が生じている場合は、生活・通勤動線などを踏まえた上で、既存施設の利用可否を含めて総合的に判断（今回は、白石区、清田区、南区で実施予定）。

#### (3) 老朽化した保育施設の更新

- ・ 安全で安心な保育環境を確保するため、幼稚園から認定こども園への移行に伴う園舎の建替えや、保育施設の増改築を実施。
- ・ 増改築を行う場合の定員増（30人以上の増）の条件については、供給量が充足しつつある状況を踏まえて、定員増における人数の見直しを検討。